平成２７年（フ）第１２４１号
大阪府摂津市東正雀19番45―401号　アンセスター91
債務者　瀬戸奈津子（旧姓榮藤）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１３号
大阪市住之江区浜口西２丁目３番９号　ルネ浜口405
債務者　湊　みつる（旧姓中邨）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５号
東京都府中市南町２丁目24番地の４平成マンション２―Ｃ
債務者　高井　　文（旧姓秋山・藤本）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３２６号
東京都八王子市寺町56番地１グレースヒルズ506号
債務者　鈴木眞理子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４０号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎3732番地の３山崎団地Ｂ棟302号
債務者　加茂　伊保
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
静岡県浜松市東区原島町453番地の５
債務者　越水　　榮
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
愛知県豊橋市牟呂町字内田20番地　Ｄ―206、従前の住所愛知県豊橋市中野町字平北１番地の８　１―205
債務者　福井　高志
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６３号
愛知県蒲郡市三谷町西畑35番地７　シャトレー三谷302号
債務者　三浦　奈採
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６８号
愛知県豊橋市柱八番町107番地
債務者　渡邊フミ子（旧姓小杉）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第７０号
愛知県豊橋市川崎町220番地５、従前の住所愛知県豊橋市新栄町字南小向124番地５　101
債務者　牧野　公子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５６０号
神奈川県大和市西鶴間７丁目11番28号　コーポマサＣ号
債務者　矢野　香苗（旧姓青木・橋口）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７３号
神奈川県高座郡寒川町倉見1627番地２　レオパレス飯田106号
債務者　齊藤　周一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８２号
横浜市金沢区能見台通12番10号　パールハイツ105
債務者　高橋　テツ
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
北海道帯広市西14条北８丁目13番地４
債務者　長岡　美穂（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係